

美原高校 生徒心得

総 則

本校生徒としての誇りと品位を保ち、教養を高め、社会での自己の使命を自覚し、心身共に健全な個性の確立につとめる。

- (1) 校則を守り、学業に専念し各々その本分を尽くす。
- (2) 高潔で豊かな人生観と旺盛な実践力を培い、人格の向上を図る。
- (3) 相互に信愛の念をもって接し、個人としての人格を尊重し、言葉遣い行動において、常に礼を失することのないよう心掛けること。
- (4) 意見の対立は公正な手段により解決し、決して暴力に訴えてはならない。

風 紀

- (1) 服装は高校生にふさわしい質素・清楚を旨とし、ぜいたく華美に流れないこと。
(服装規定は別に定める)
- (2) 飲酒・喫煙および同席や酒・煙草・ライター等を所持する事を禁止する。
- (3) 暴力行為は禁止する。
- (4) 備品および公共物を故意に破損・汚損すること、また一切の落書きを禁止する。
- (5) 青少年健全育成条例に基づき、入場を禁止された場所への出入を禁止する。
- (6) その他、生徒の本分にもとる行為は禁止する。

(怠業・盗み・考査時の不正・その他不正行為等)

登校・下校

- (1) 始業時刻は 8 時 35 分、下校時刻は 17 時とする。
- (2) 始業から終業までは許可なしに外出してはならない。止むを得ず外出するときは、担任または生活指導部に届、許可を受けること。
- (3) 下校時刻以降に居残るときは、関係の先生の付添いのあること。
- (4) 下校途中は寄り道せず、すみやかに帰宅すること。
- (5) 休日は特別に許可された場合を除き登校しないこと。登校する場合はきちんと制服を着用すること。
- (6) 通学には単車・自動車等は禁止する。

(補足：保護者も含め自動車による送迎は禁止。止むを得ず送迎が必要な場合は、事前に連絡し許可証を発行してもらうこと。)

- (7) 自転車通学は許可された者のみとする。許可を受けた者は必ず許可証を貼り、指定された場所に置くこと。

(補足：法令遵守の観点から、傘差し運転は一切禁止する。雨天時は合羽を着用すること。)

校内の生活

(1) 学校施設の利用

- イ) 校舎・校具等の公共物を使用するときは、事前に管理責任者の許可を得て使用し、使用後はその旨速やかに届けること。
- ロ) 公共物は大切に扱い、過って破損または汚損したときは、直ちに担任に届けること。

(2) 所持品

- イ) 自分の所持品にはすべて学年・組とともに記名し、不必要な物品(装身具、化粧品、マンガ本、ガム類、ハンディー音楽プレーヤーの類、危険物、ゲーム類、携帯電話やウェアラブルデバイス等)は持参しないこと。貴重品の管理は自分で気を付けること。特に必要な場合は担任に預けること。
- ロ) 金品の貸借をしないこと。
- ハ) 金品を失ったり、拾得をしたときは、直ちに担任又は生活指導部に届けること。

(3) 生徒ロッカーの使用については次の点に留意すること。

- イ) ロッカー内は常に清潔にしておく。
- ロ) 教科書その他本来毎日持ち帰るべきものを入れない。
- ハ) 学校生活に不要な物品を入れない。
- ニ) 施錠を完全にしておく。
- ホ) 他人のロッカーや錠には手をふれない。

(4) その他

- イ) 各時間の始業の合図が鳴ったら、静かに決められた席に着席すること。
- ロ) 掲示・放送等で伝達された事項に注意し、学習および校内活動に支障のないよう注意すること。

校外での生活

- (1) 校外でも、本校生徒としての自覚と誇りと責任をもって行動すること。
- (2) 夜間の外出は必要最小限にとどめ、保護者に行先、帰宅時間を知らせておくこと。
- (3) 旅行をするときは必ず保護者の許可を受けること。なお旅行の際には、責任ある同行者をともなうこと。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。経済的理由等によりやむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者の承諾を得て、必ず学校に届け出ること。

服装等に関する規定

- (1) 制服：本校指定の服装を次の通り定める。

《男子》

上着：学校指定。濃紺織生地の詰襟型5つボタンとなります（丈は臀部が隠れる長さ）。校章は左襟に付けること。学校指定シャツ（学年色マークの刺繍入り）を着用していること。

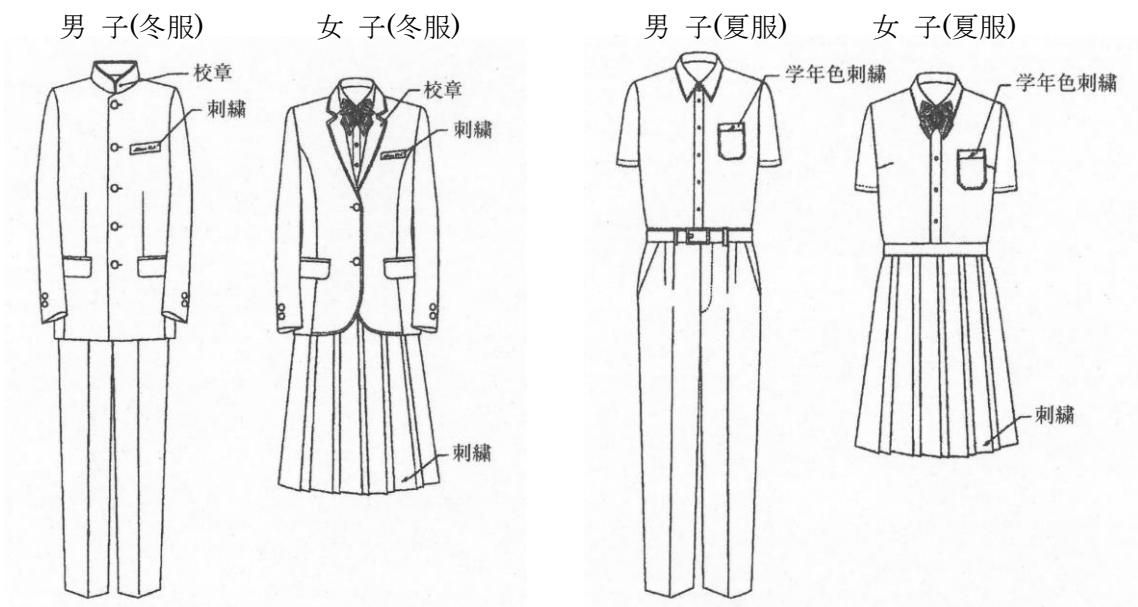
夏は指定の半袖または長袖シャツ（学年色マークの刺繍入り）を着用し、裾はズボンの中に入れること。

ズボン：上着と同じ学校指定。濃紺織生地のストレートズボン。

《女子》

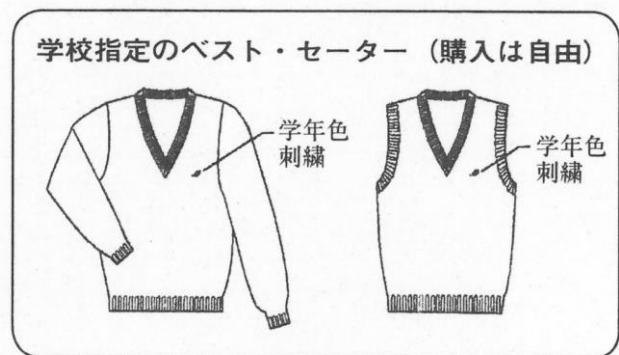
上着：学校指定。濃紺織生地のブレザー2つボタンとなります。学校指定シャツ（学年色マークの刺繍入り）に指定のリボン。校章は左襟に付けること。夏は指定の半袖または長袖シャツ（学年色マークの刺繍入り）を着用し、指定のリボンを付け、裾はスカートの中に入れること。

スカート：上着と同じ学校指定、濃紺織生地のもの（丈は膝が隠れる長さで裾に刺繍が入っている）。



《ベスト・セーター》（男子・女子共通）

学校指定のもの（学年色マークの刺繍入り）で、上着未着用の時の制服扱いとします。



(2) 校章は次の通り正しくつける。

冬の制服のとき …… 男女とも上衣の左襟

夏の制服のとき …… 本校指定(刺繍入り)シャツ

(3) 防寒具については次のように定める。

イ) 使用期間：原則として11月1日より3月末日まで。

ロ) オーバーコート等については華美でないものを通学用として着用してもよいが、校舎内では着用しないこと。

ハ) 学校指定のベスト・セーター（購入は自由）の着用については制服の下に正しく着用すること。

(4) 制服を変形させないこと。止むを得ない事情で制服以外の服を着用する必要がある場合は、異装届に理由を書いて生活指導部で許可を受け、常に許可証を携帯しておくこと。

(5) 頭髪は常に清潔清楚で自分の自然な髪・形を大切にすること。毛染めや脱色・パーマ・エクステ・編みこみ・デザインの束ね・モヒカン・過度な刈上げ・剃りこみ・ツーブロック・不自然な左右非対称カット・その他、デザインカットや変形スタイルは禁止。また、ワックス・スプレーその他の整髪料の使用も禁止。

(6) カラーコンタクト・アイプチ・まつ毛エクステその他の化粧や、ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などの装身具で身を飾ったりしないこと。

(7) 登下校は靴を用い（スリッパ・サンダルはいけません）、校舎内では指定された上履きを着用すること。